

令和3年7月29日時点で検討中の
内容であり、今後変更があり得る

①子どもの均等割の減額賦課関係（令和4年4月1日施行）

- 減額割合を、未就学児被保険者について算定される被保険者均等割額の5割とする。【政令事項】
- 低所得者に係る保険料軽減制度の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割額を5割減額する。【政令事項】
（例：低所得者7割軽減 ⇒ 残りの3割部分について5割（全体の1.5割）を軽減）
- 令和4年度の国民健康保険料から適用。【政令事項】
- 未就学児の被保険者均等割額の軽減について、軽減判定期日を賦課期日に固定しない。【条例事項】

（※1） 国民健康保険税についても同様の仕組み。

（※2） 世帯の所得状況及び被保険者等の人数によって軽減該当／非該当が変わりうる低所得者の保険料軽減制度では、賦課期日（賦課期日後に新規に国保世帯を形成した場合はその日）の世帯の現況で軽減該当／非該当の判定を行い、賦課期日後の世帯状況の変動は加味していない。

②子どもの均等割の減額賦課に係る公費の支援額の算定関係（令和4年4月1日施行）

- 毎年度市町村が一般会計から特別会計に繰り入れる額は、賦課期日から10月31日までに減額の対象であることが明らかになった未就学児の被保険者均等割額について減額することとなる額の総額（その額が現に減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。【政令・省令事項】
- 国及び都道府県による公費の負担は、市町村が繰入れを行った年度において行うものとする。【政令事項】

（※3） 算定時点は、公費の申請・交付スケジュール等を考慮して設定

（※4） 低所得者に係る軽減制度は、現状、賦課期日において軽減対象であることにつき10月20日までに明らかになった世帯に係る軽減額を公費で支援しているが、子どもの均等割の減額賦課の規定と合わせ、賦課期日において軽減対象であることにつき10月31日までに明らかになった世帯に係る軽減額まで対象とすることとする。【省令事項】

③調整対象需要額及び市町村調整対象需要額等の算定関係（令和4年4月1日施行）

- 国保法第72条の3の2第1項の規定による繰入金（未就学児軽減分）は、
 - ・ 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定の際に控除する公費
 - ・ 特別調整交付金額の算定の際に控除する公費とする。【省令事項】

国民健康保険法改正 施行関係（主な政省令事項）②

令和3年7月29日時点で検討中の
内容であり、今後変更があり得る

④財政安定化基金の用途拡大関係（令和4年4月1日施行）

- 以下の要件を満たした場合に、都道府県の国保特会の財政を調整するために必要な事業（財政調整事業（仮称））に充てるために必要な額を財政安定化基金から取崩し、繰り入れることができることとする。【政令事項・省令事項】
 - ① 財政安定化基金の取崩し及び国保特会への繰入れを行わないとしたならば、当該年度の都道府県の被保険者又は都道府県内の市町村の被保険者1人当たりの国民健康保健事業納付金の額が前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
 - ② 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合
 - ③ その他、都道府県が市町村とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合
- 財政調整事業に係る会計を、本体基金に係る会計及び特例基金に係る会計と区分経理することとする。【政令事項】
- 財政調整事業に充てることのできる額の限度額は、（1）及び（2）の合算額とする。【政令事項】
 - （1）前年度の末日における財政調整事業に係る財政安定化基金の残高
 - （2）都道府県の国保特会の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該年度において財政調整事業に係る財政安定化基金に繰り入れる額

（※）上記に伴い都道府県の財政安定化基金条例・要綱の所要の改正が必要となる。

⑤保健事業における健診情報の活用促進関係（令和4年1月1日施行）

- 改正法において、労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者等に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とすることとされたことを踏まえ、省令委任された事項について所要の規定の整備を行う。【省令事項】

※上記の他、出産育児一時金について、医療保険部会の議論の整理を踏まえ、被用者保険と同様に改正【条例参考例】

（今夏目途発出予定・令和4年1月1日施行）

※現行：本体40.4万円＋産科医療保障制度掛金分加算額1.6万円 総額42万円
改正後：本体40.8万円＋産科医療保障制度掛金分加算額1.2万円 総額42万円

国民健康保険法改正 施行スケジュール(イメージ)

令和3年7月29日時点で検討中の内容であり、今後変更があり得る

- 子どもの均等割保険料軽減は、令和4年度分以後の国民健康保険料（税）について適用。
- 財政安定化基金（今回追加した事業）は、令和4年度以後の財政運営に活用可能。
- 国保運営方針は、令和6年度の改定に向けて、各都道府県・市町村で議論を進めていただく。

